

# 訪問調査実施要項

法科大学院認証評価

平成16年11月  
(令和8年1月改定)

独立行政法人  
大学改革支援・学位授与機構

# 目 次

<b>I</b>	<b>訪問調査の概要</b>	<b>1</b>
1	目的	1
2	実施日及び体制等	1
3	実施内容	1
<b>II</b>	<b>訪問調査実施までの準備等</b>	<b>2</b>
1	訪問調査実施日の決定	2
2	訪問調査スケジュールの決定に伴う準備	2
3	「書面調査による分析状況」及び「訪問調査時の確認事項」への対応	3
4	その他	3
<b>III</b>	<b>訪問調査当日の対応等</b>	<b>4</b>
1	法科大学院関係者（責任者）との面談による意見聴取	4
2	法科大学院の一般教員等との面談による意見聴取	4
3	在学生との面談による意見聴取	4
4	教育現場の視察	4
5	学習環境の状況調査	5
6	根拠となる資料・データ等の補完的収集及び確認	5
7	法科大学院関係者（責任者）への訪問調査結果の説明及び意見聴取	5
8	その他留意事項	5
<b>IV</b>	<b>訪問調査スケジュール（例）</b>	<b>6</b>

# I 訪問調査の概要

## 1 目的

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）は、評価を受ける法科大学院（以下「対象法科大学院」という。）を置く大学から6月末（追評価の対象法科大学院については7月末）までに提出していただいた自己評価書及び根拠となる資料・データ等（機構が独自に収集する資料・データ等を含む。）について、法科大学院認証評価委員会の下に編成する評価部会において書面調査を行います。訪問調査は、書面調査では確認することのできなかった事項等を中心に対象法科大学院の状況を調査するとともに、対象法科大学院にその調査結果を伝え、その状況等に関し、対象法科大学院との共通理解を図ることを目的としています。

なお、追評価においては、訪問調査は必要に応じて本評価に準じて実施するものとします。

## 2 実施日及び体制等

訪問調査の実施日及び訪問調査当日の実施スケジュールは、予定する調査が十分実施できるよう、対象法科大学院の状況や調査内容等を踏まえ、機構事務局を通じて対象法科大学院と協議した上で、評価部会が決定します。

訪問調査参加者は、原則として、各評価部会において当該対象法科大学院の書面調査を担当した委員を中心に編成し、若干名の機構教職員が随行します。

## 3 実施内容

実施内容は次の（1）から（8）を基本としますが、書面調査の結果によっては、調査事項を追加する場合や省略する場合があります。また、追評価においては、実施内容及びスケジュール等は、各対象法科大学院の状況に応じて決定します。

なお、詳細については、「Ⅲ 訪問調査当日の対応等」（4頁）に記載しています。

- （1）法科大学院関係者（責任者）との面談による意見聴取
- （2）法科大学院の一般教員等との面談による意見聴取
- （3）在学生との面談による意見聴取
- （4）修了者からの Web による意見聴取
- （5）教育現場の視察
- （6）学習環境の状況調査
- （7）根拠となる資料・データ等の補完的収集及び確認
- （8）法科大学院関係者（責任者）への訪問調査結果の説明及び意見聴取

## II 訪問調査実施までの準備等

訪問調査実施までの準備等は、次の「1 訪問調査実施日の決定」、「2 訪問調査スケジュールの決定に伴う準備」、「3 『書面調査による分析状況』及び『訪問調査時の確認事項』への対応」の3段階で行っていただきます。

### 1 訪問調査実施日の決定

機構事務局は、対象法科大学院に対して、原則として10月中旬～11月下旬の予定を照会し、その回答に基づき、訪問調査実施可能日を評価部会と調整の上、決定した訪問調査実施日を9月中を目途に対象法科大学院に通知します。なお、追評価において訪問調査を実施するかどうかは、書面調査の終了時点で決定しますので、訪問調査実施日の決定及び通知は上記と異なります。

### 2 訪問調査スケジュールの決定に伴う準備

評価部会は、9月中を目途に、訪問調査スケジュール、意見聴取対象者の属性等、教育現場を視察する授業科目、学習環境の状況調査を行う施設・設備等を決定し、機構事務局を通じて対象法科大学院に通知します。対象法科大学院は、関係者のスケジュールの調整を行うとともに、通知の内容に応じて次の(1)～(4)について確認・決定し、その内容(面談等の会場となる室名、意見聴取対象者名、授業科目の開講の有無、視察・調査の経路等)を通知の際に指定する期日までに機構事務局へ回答してください。

#### (1) 面談等の会場

当日使用する部屋として、

- ① 法科大学院関係者(責任者)との面談用の会場
- ② 一般教員等との面談用の会場
- ③ 在学生との面談用の会場
- ④ 評価部会打合せ室(機構関係者控室)

を用意してください。

#### (2) 意見聴取対象者

評価部会が決定した意見聴取対象者の属性等に基づき、対象法科大学院において選定してください。なお、当該大学の教職員、法曹関係者としての教育補助者とされている修了者は、関係者としての回答が含まれる可能性があり、中立な立場での回答が期待できないため、意見聴取対象者に含めないようにしてください。

また、選定した面談による意見聴取対象者に対しては、集合日時・場所等を、Webによる意見聴取対象者(修了者)に対しては、機構が指定する回答方法等を連絡してください。

なお、予備評価においては、修了者が出ていないため修了者からの意見聴取は実施しません。

### (3) 教育現場の視察

評価部会が決定した授業科目について、対面授業を撮影した映像資料や当該授業を撮影した回のレジュメ等、授業視察に当たって必要と思われるものを準備してください。

### (4) 学習環境の状況調査

評価部会が決定した施設・設備等について、時間内に効率よく調査ができるよう、状況調査の経路を対象法科大学院において設定してください。

## 3 「書面調査による分析状況」及び「訪問調査時の確認事項」への対応

評価部会は、9月中を目途に、書面調査で取りまとめた「書面調査による分析状況」及び書面調査では確認することのできなかつた事項等に関する説明や根拠となる資料・データ等の提出を求める事項を取りまとめた「訪問調査時の確認事項」を作成し、機構事務局を通じて対象法科大学院に通知します。その際、評価部会及び機構教職員の参加者名も併せて通知します。

対象法科大学院は、「書面調査による分析状況」に対して事実誤認等の意見がある場合は意見及びその理由を、また「訪問調査時の確認事項」に対しては詳細かつ具体的な回答を作成してください。回答は、法科大学院関係者（責任者）との面談等の調査を円滑に行うために、原則として2週間以内に根拠となる資料・データ等を記載（添付）した上で、機構事務局へ提出してください。ただし、回答に際し、根拠となる資料・データ等のうち量の多いものや外部に持ち出すことが望ましくないもの等、回答に記載（添付）することが困難なものについては、対象法科大学院指定のクラウドサイト上にアップロードの上、URL（必要であればパスワード）を機構事務局宛にお知らせいただくか、訪問調査当日、評価部会打合せ室に用意してください。

また、上記の根拠となる資料・データ等以外のもので、機構が指定した資料・データ等についても、訪問調査当日、評価部会打合せ室に用意してください。

## 4 その他

評価において、成績評価が客観的かつ厳正なものとして行われていることを確認するため、試験問題や試験答案を確認することがあります。

試験問題等の提出については、8月下旬頃に評価部会において決定し、通知しますので、対象法科大学院は資料を準備の上、通知された期日までに提出してください。

### Ⅲ 訪問調査当日の対応等

訪問調査当日に評価部会が行う主な調査事項及び対象法科大学院において対応・留意していただく事項は、以下の内容を基本とします。これらを事前に把握していただき、訪問調査を円滑かつ効果的に実施できるようご協力ください。

#### 1 法科大学院関係者（責任者）との面談による意見聴取

法科大学院長（研究科長、専攻長）、委員会委員長等の責任を有する立場にある者のほか、自己評価書の作成担当者及び事務局担当者等を対象とし、対象法科大学院から提出していただいた「書面調査による分析状況」及び「訪問調査時の確認事項」に対する意見・回答、並びに自己評価書及び根拠となる資料・データ等（機構が独自に収集する資料・データ等を含む。）に記述された内容以外で評価の参考となる事項について、評価部会からの質疑に対し、応答していただきます。

#### 2 法科大学院の一般教員等との面談による意見聴取

法科大学院関係者（責任者）とは異なる立場にある教員及び支援スタッフ等を対象とし、対象法科大学院の教育活動等の状況について、評価部会からの質疑に対し、応答していただきます。そのため、「1 法科大学院関係者（責任者）との面談による意見聴取」の対象者が本面談に出席することはご遠慮ください。なお、率直な意見を聴取する観点から、関係者の同席もご遠慮ください。

#### 3 在学生との面談による意見聴取

在学生を対象とし、現に教育を受けている学生としての立場から、対象法科大学院における教育活動等の状況について、評価部会からの質疑に対し、応答していただきます。なお、率直な意見を聴取する観点から、「1 法科大学院関係者（責任者）との面談による意見聴取」、「2 法科大学院の一般教員等との面談による意見聴取」の対象者をはじめ、関係者の同席はご遠慮ください。

#### 4 教育現場の視察

法科大学院に求められている司法試験及び司法修習との有機的な連携を図る教育が行われているか（法科大学院における授業の実施に当たって、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるため、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられているか、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われているか）を中心に調査します。

授業視察は原則として、対面授業を撮影した映像資料を、評価委員が訪問調査実施日より前に視聴する形式で実施します。対面授業を撮影した映像資料や当該授業を撮影した回のレジュメ等の提出については、8月下旬頃に評価部会において決定し、通知しますので、対象法科大学院は

これらを準備の上、通知された期日までに提出してください。ただし、書面調査の結果必要と判断された場合には、訪問調査実施日にも別途授業視察を実施する可能性があります。また、オンデマンド形式により授業を実施している場合には、通常の授業視察に加えて、別途オンデマンド授業の視察を実施する可能性があります。

## 5 学習環境の状況調査

必要に応じて、学習環境（講義室、自習室、教員室及び図書館等）の状況について、実際の利便性や機能面等、実態を調査します。その際、各施設において、教職員や利用している学生に対して利用状況や利便性、満足度等を質問したり、意見を求めることがあります。

学習環境の状況調査の際には、効率よく調査できるよう、各施設を案内してください。

## 6 根拠となる資料・データ等の補完的収集及び確認

評価部会は、「訪問調査時の確認事項」に対して提出していただいた根拠となる資料・データ等及び現地においてのみ閲覧が可能な資料等を評価部会打合せ室において閲覧・調査します。

また、訪問調査期間中、評価部会が新たな根拠となる資料・データ等を必要と判断した場合には、追加提出を求めます（簡易な資料・データ等については、訪問調査期間内を提出期限とすることもあります。）。

## 7 法科大学院関係者（責任者）への訪問調査結果の説明及び意見聴取

「1 法科大学院関係者（責任者）との面談による意見聴取」と同様に、法科大学院長（研究科長、専攻長）、委員会委員長等の責任を有する立場にある者のほか、自己評価書の作成担当者及び事務局担当者等を対象とします。

評価部会は、事実誤認等がないかを相互確認するなど、対象法科大学院関係者との共通理解を図り、評価結果の確定を円滑に行うため、対象法科大学院に訪問調査で得られた知見や根拠となる資料・データ等の調査結果を説明し、それに対する対象法科大学院の意見を聴取します。

この際、訪問調査中に確認できなかった事項について新たな根拠となる資料・データ等の確認が必要な場合には、訪問調査終了後1週間以内に根拠となる資料・データ等を提出するよう対象法科大学院に求めます。

## 8 その他留意事項

(1) 率直な発言をお願いしたいため、調査内容の録音・録画はご遠慮ください。

(2) 訪問調査期間中、資料作成等のため、大学内のネットワークに接続されたパソコン、プリンタ及び複写機等を借用させていただくことがあります。

(3) その他、訪問調査で必要となる事項についての詳細は、事前に各対象法科大学院の担当者と機構事務局とで調整させていただきます。

#### IV 訪問調査スケジュール（例）

下記スケジュールは一例であり、調査に必要な日数、各事項の順序及び時間配分等は、対象法科大学院の状況や調査内容等に応じて異なります。

事 項	時 間
訪問調査ミーティング	60分程度
法科大学院関係者（責任者）との面談	60分程度
在学生との面談	60分程度
法科大学院の一般教員等との面談	60分程度
訪問調査ミーティング （根拠となる資料・データ等の補完的収集及び確認）	50分程度
法科大学院関係者（責任者）への訪問調査結果の説明 及び意見聴取	35分程度

独立行政法人  
大学改革支援・学位授与機構

〒187-8587

東京都小平市学園西町1-29-1

TEL / 042-307-1631

URL / <https://www.niad.ac.jp/>